

別添 2 - 1

事務連絡  
平成 26 年 2 月 21 日

支出負担行為担当官  
関東地方整備局及び北陸地方整備局 あて

大臣官房会計課長

国土交通省関係予算の繰越事務手続について

平成 24 年度補正予算等で措置された事業における工期延伸等に対応するための事故繰越については、平成 26 年 1 月 21 日付けで別添のとおり通知したところであるが、今般、2 月 14 日から 15 日にかけて続いた記録的な大雪に係る対応についても遺漏なきよう、再度周知徹底を図られたい。

別添

事務連絡  
平成 26 年 1 月 21 日

支出負担行為担当官  
本省、直轄機関 へ

大臣官房会計課長

国土交通省関係予算の繰越事務手続き並びに適正な執行について

公共事業等の円滑な施工等が確保されるよう、平成 24 年度補正予算等で措置された事業における工期延伸等に対応するための事故繰越しについては、速やかに財務局等に相談・協議し、迅速な対応を図るようお願いいたします。

また、平成 25 年度予算で措置された事業に関する今後の予算執行に当たっては、予め年度内に完了しないことが見込まれる工事等については、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）を活用するなど、適正な工期により発注を行うよう取り計らい願います。

事務連絡  
平成26年2月21日

支出負担行為担当官  
災害救助法を適用した県 へ

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省関係予算の繰越事務手続について

平成24年度補正予算等で措置された事業における工期延伸等に対応するための事故繰越については、平成26年1月21日付けで別添のとおり通知したところであるが、今般、2月14日から15日にかけて続いた記録的な大雪に係る対応についても遺漏なきよう、再度周知徹底を図られたい。

別添

事務連絡  
平成 26 年 1 月 21 日

支出負担行為担当官  
事務委任をしている都道府県 あて

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省関係予算の繰越事務手続き並びに適正な執行について

公共事業等の円滑な施工等が確保されるよう、平成 24 年度補正予算等で措置された事業における工期延伸等に対応するための事故繰越しについては、速やかに財務局等に相談・協議し、迅速な対応を図るようお願いいたします。

また、平成 25 年度予算で措置された事業に関する今後の予算執行に当たっては、予め年度内に完了しないことが見込まれる工事等については、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）を活用するなど、適正な工期により発注を行うよう取り計らい願います。

なお、貴管下市町村に対しても周知方お願いいたします。

事 務 連 絡  
平成26年 2 月 24 日

中央公共工事契約制度運用連絡協議会  
各 会 員 殿

中央公共工事契約制度運用連絡協議会  
事 務 局

事務連絡の発出について（参考送付）

国土交通省が別添の通り事務連絡を発出したので、参考までに送付いたします。

[添付書類]

- 国土交通省関係予算の繰越事務手続きについて（略）  
（平成25年2月21日付け事務連絡）

事 務 連 絡  
平成26年 2 月 24 日

各地方公共工事契約業務連絡協議会  
事 務 局 殿

中央公共工事契約制度運用連絡協議会  
事 務 局

事務連絡の発出について（参考送付）

国土交通省が別添の通り事務連絡を発出したので、参考までに送付いたします。各地方公契連会員の方への周知をお願い致します。

〔添付書類〕

- 国土交通省関係予算の繰越事務手続きについて（略）  
（平成26年2月21日付け事務連絡）